

「業務量管理・健康確保措置実施計画」
黒部市立学校の教育職員における
働き方改革推進プラン
令和８～１０年度

令和８年３月
黒部市教育委員会

目 次

1、計画の趣旨・現状 1

2、目標 4

3、計画の期間 4

4、実施する業務量管理・健康確保措置の内容 5

5、関連する取組、今後のフォローアップについて . . . 13

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

○これまでの市の取組

社会の変化に伴い、学校が抱える課題が複雑化、多様化し、教員の長時間勤務などの看過できない実態が明らかになっている。教員の多忙化により、児童生徒と向き合う時間や研修による自分の資質能力を高める時間が不足し、教員がその使命と職責を十分に全うできなくなる状況が生じている。このような状況を打開し、全ての子どもたちによりよい教育を届けるためには、教員の「働きやすさ」と「働きがい」が両立する環境を整え、業務改善を一層加速させていく必要がある。そのため、本市では、令和2年1月、文部科学省が示した公立学校の教育職員の業務量を適切に管理するための「指針」に基づき、時間外労働の上限を月45時間以内・年360時間以内としたことを契機に、本市においても令和2年9月より学校にタイムカードを導入して教育職員の在校等時間の管理及び時間外勤務の縮減に取り組んできた。

○国の動き

令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、給特法）が改正され、2029年度までに教員の時間外在校等時間を月30時間程度に削減することが明確に示された。また、給特法第8条第1項において、教育委員会に対し、教育職員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画）の策定・公表、計画の実施状況の公表が義務付けられた。

○本市の計画の策定

これらのことを踏まえ、給特法第8条に基づき実施計画を策定する。実施計画に基づく学校における働き方改革を推進することにより、教員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立をはかることで、全ての子どもたちへのよりよい教育を実現、子どもたちと教職員の双方のウェルビーイングの向上を目指すものとする。

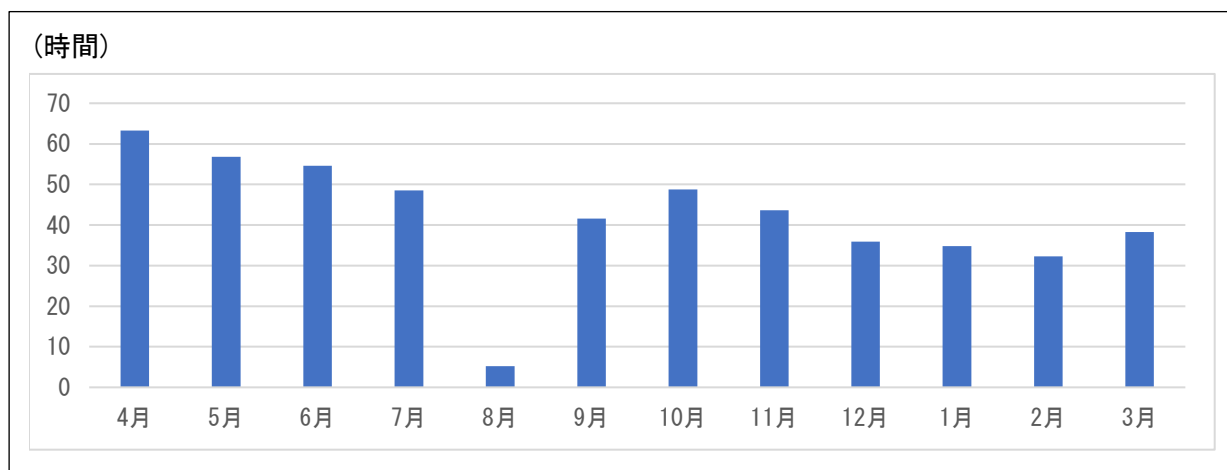
(2) 本市の現状

本市では、令和2年1月、文部科学省が示した公立学校の教育職員の業務量を適切に管理するための「指針」に基づき、時間外労働の上限を月45時間以内・年360時間以内とし、令和2年9月より学校にタイムカードを導入して教育職員の在校等時間の管理及び時間外勤務の縮減に取り組んできた。こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況については、令和6年度は以下のとおりである。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 40.8 時間	44.3%	6.6%
中学校	月 42.7 時間	46.6%	10.6%
小中計	月 41.4 時間	45.0%	7.8%

【令和6年度の月別時間外在校等時間の状況】



- ・時間外在校等時間が月 45 時間を上回る割合が 45.0%と多くなっている。また月 80 時間を上回る割合が 7.8%であり、一定数の教育職員の時間外在校等時間が過労死ラインを超えている。
- ・各種事務作業や年間計画立案を求められる4月や、学校行事や教員研修が集中する5月6月10月の時間外在校等時間が多い。

(3) 長時間勤務の要因

令和8年1月に、黒部市立教職員全員を対象に「教職員における働き方改革プラン策定に係るアンケート」を実施した。アンケートは、長時間勤務の要因と考えるものを以下の項目から最大5つを選んで回答する方式で行った。

- ・学校行事の準備や運営
- ・教材研究や授業準備
- ・分掌業務
- ・テストやプリントの作成
- ・学習評価
- ・研修会やその資料や指導案の作成
- ・職員会議やその資料の作成
- ・生徒指導対応 (いじめ・不登校等)
- ・支援が必要な児童生徒への指導
- ・保護者への対応
- ・学力向上に関する指導
- ・進路に関する指導や準備
- ・保健安全に関する指導
- ・日直業務
- ・部活動
- ・各種調査への回答
- ・各種会計業務
- ・各種役員等の業務や会合出席
- ・PTAに関する業務
- ・地域との連携
- ・給食に関する業務
- ・清掃に関する業務
- ・登下校に関する交通安全指導等
- ・ICT 機器等の管理
- ・施設設備等の管理
- ・対外行事への参加
- ・その他

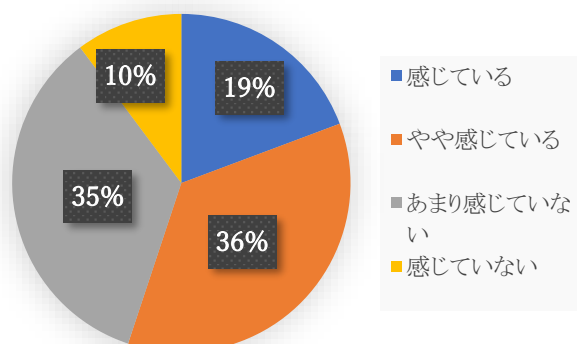
【長時間勤務の要因として多かったもの】

※回答者の30%以上が長時間勤務の要因として挙げているもの

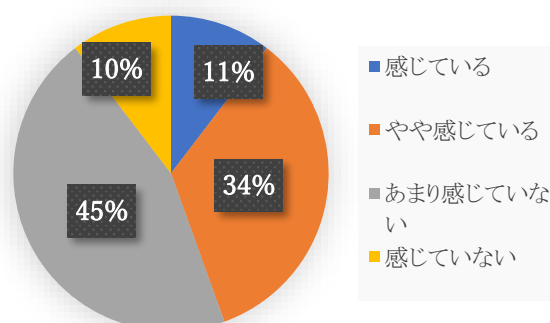
分掌業務	52.3%
学校行事の準備や運営	42.0%
生徒指導対応（いじめ・不登校等）	39.2%
保護者への対応	39.2%
教材研究や授業準備	33.5%
支援が必要な児童生徒への指導	32.4%
テストやプリントの作成	31.3%

【黒部市立学校教職員の働き方に係る思い】

a 仕事と家族、自分の時間のバランスが取れていると感じるか



b よりよい教育実現のために授業準備や自己研鑽をする時間を確保できていると感じるか



2 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおり

(1) 時間外在校等時間に関する目標

ア 1か月の時間外在校等時間が45時間を超える教職員をゼロにする。

イ 1年間における1か月の時間外在校等時間の平均時間を30時間以下にする。

<年度ごとの短期目標>

令和8年度	・1か月の時間外在校等時間が80時間を超える教職員をゼロにする。 ・年間の平均時間外在校等時間を令和6年度比15%減ずる。 (小学校34.7時間、中学校36.3時間)
令和9年度	・1か月の時間外在校等時間が60時間を超える教職員をゼロにする。 ・年間の平均時間外在校等時間を令和8年度比10%減ずる。 (小学校31.2時間、中学校32.6時間)
令和10年度	・1か月の時間外在校等時間が45時間を超える教職員をゼロにする。 ・年間の平均時間外在校等時間を30時間以下にする。

この目標は時間外在校等時間を削減することのみを目指すものではなく、業務改善を進めた結果として、子どもたちと向き合う時間が確保できたり、よりよい教育の実現のために、授業の準備や自己研鑽の時間を確保できたりすることにより、学びの変革や学校の在り方の変革が進むことを目指すものである。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

ウ 年間の年次有給休暇においては、5日以上取得することとし、平均取得日数を10日以上にする。

エ ストレスチェックにおける心理的な仕事の負担(量・質)及び身体的な仕事の負担度を全国平均以下とする。

オ ストレスチェックにおける健康リスクの値を100以下とする。

カ 教育職員が、子どもたちや保護者とよりよい関係の構築や授業準備の成果などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

<業務の見直し・適正化>

重点取組 1 業務改善の 推進	(1) 「学校と教師の業務の3分類」に基づく業務の精査 ※文科省が示す「学校と教師の業務の3分類」 学校以外が担うべき業務 ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 教師以外が積極的に参画すべき業務 ⑥調査・統計等への回答 ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 ⑧ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ⑩校舎の開錠・施錠 ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑫校内清掃 ⑬部活動 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務 ⑭給食の時間における対応 ⑮授業準備 ⑯学習評価や成績処理 ⑰学校行事の準備・運営 ⑱進路指導の準備 ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応
	(2) 学校業務の適正化
	(3) よりよい教育課程の編成・実施

<必要な環境整備等>

重点取組 2 働く環境の 整備	(1) 休暇を取りやすい環境づくり
	(2) 柔軟な働き方の推進
	(3) 教職員のメンタルヘルス対策の充実
重点取組 3 部活動改革	(1) 部活動指導ガイドラインの徹底
	(2) 部活動指導員の配置及び地域展開の促進
	(3) 適切な部活動運営のための体制整備
重点取組 4 地域・専門人 材の活用	(1) 支援スタッフの配置
	(2) 教育相談体制の強化・充実
	(3) 多様な専門性や背景を持つ人材の活用
重点取組 5 意識改革・ 理解促進	(1) 管理職をはじめとする教職員の意識改革
	(2) 在校等時間の把握とデータ分析・活用
	(3) 保護者・地域への理解促進

業務の見直し・適正化

重点取組 1 業務改善の推進

- (1) 「学校と教師の業務の3分類」に基づく業務の精査
- (2) 学校業務の適正化
- (3) よりよい教育課程の編成・実施

業務の見直し・適正化の基本的な考え方

業務に関する役割分担の見直しに当たっては、文科省が指針に示すとおり、「責任体制が明確になるよう留意した上で、総合教育会議における協議をはじめ、市長部局との密接な連携を図りつつ、学校運営協議会における協議を経て、地域学校協働活動の一環として実施するなど、関係者間でそれぞれの立場を尊重しつつ円滑に役割分担の見直しが行われるよう、保護者及び地域住民とその他関係者の参画を得ながら地域の実情に応じた運用となるように努めること」とし、関係者間でそれぞれの立場を尊重しつつ円滑に役割分担の見直しを図ることとする。

また、業務の適正化を図るに当たっては、中教審答申（令和6年8月27日）にもあるとおり、「従来はともすると一人一人の教師が強い使命感や責任感の下で、多様で幅広い業務を自己完結的に抱える傾向があったが、このような「個業」型の業務遂行から、業務の一部分を思い切って他の教師や事務職員、支援スタッフ等と分担し「協働」していくことへのシフトチェンジの徹底により、「チーム学校」を実現していくことが必要不可欠であり、このことが働き方改革と教育の質の向上の両立につながるとの共通認識」を持ちつつ、業務の適正化を図ることとする。

〔教育委員会の取組〕

- ・「業務の見直し・適正化の基本的な考え方」を踏まえながら、「学校と教師の業務の3分類」に基づく業務の精査や学校業務の適正化に係る見直しを進める。

【学校以外が担うべき業務】

- ・「登下校時の通学路における日常的な見守り活動等」については、黒部市PTA連絡協議会や地域安全パトロール隊に働きかけ、積極的な連携に努める。
- ・「放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応」の校外の見回りについては、黒部市PTA連絡協議会や青少年育成黒部市民会議等に働きかけ、積極的な連携に努める。また、児童生徒が補導された時の対応については、その初動対応を教育委員会が行う。
- ・「学校徴収金の徴収・管理」については、配置されている支援スタッフの活用を推進する。
- ・「地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等」については、各校に地域学校協働本部コーディネーターを配置し、関係者間の連絡調整が行えるようにする。
- ・「保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応」については、学校からの相談に応じて教育委員会が対応するなど、学校が当該業務を担わないようにするために必要な措置を講ずる。

【教師以外が積極的に参画すべき業務】

- ・業務量の縮減、デジタル技術の活用を図りながら、事務職員及び支援スタッフその他の学校における教師以外の担い手の、これらの業務への積極的な参画の促進のために必要な措置を講ずる。

【教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務】

- ・業務量の縮減、校務のDX化の促進、教師と支援スタッフ等との効果的な連携・協働の促進など、教師の業務の負担を軽減するために必要な措置を講ずる。

〔学校の取組〕

- ・「学校と教師の業務の3分類」に基づき、学校の実情に応じた業務の精選と優先順位の設定を行う。
- ・校務分掌の在り方の見直し等により、教員間の業務の偏りを平準化する。
- ・学校行事等については、児童生徒等にとって本当に必要かどうか、学校が担うべきものかどうかの視点で、行事等の精選や内容の見直し、準備の簡素化、地域行事との合同開催などを進める。
- ・教職員の勤務時間の管理に際し、事前に週や月ごとの業務量を見越して勤務計画

を立て、事後の勤務時間の把握と比較して勤務実態を把握し、業務量管理を適切に行う。

- ・児童生徒の活動時間の設定については、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行う。
- ・教育課程の編成・実施については、教職員の働き方に配慮し、児童生徒等の実態や各学校の指導体制を踏まえて、適切な年間授業計画を編成・実施する。

「重点取組 1 業務改善の推進」と「文部科学省 指針第 2 章第 3 節に掲げる措置」との関係

「3 分類」①、③、⑥、⑦、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭が対応

必要な環境整備等

重点取組 2 働く環境の整備

- (1) 休暇を取りやすい環境づくり
- (2) 柔軟な働き方の推進
- (3) 教職員のメンタルヘルス対策の充実

〔教育委員会の取組〕

- ・ 育児、介護など様々な家庭状況を抱えながら勤務との両立を図ろうとしている教職員にとって、個々の教職員が置かれている状況に即した柔軟な働き方が可能となるような環境の整備を推進する。
- ・ 全ての学校において、労働安全衛生管理体制の整備を引き続き進める。
- ・ ストレスチェックについて、全ての学校において適切に実施されるよう必要な措置を図る。
- ・ 1 か月時間外在校等時間 80 時間を超えた教職員に医師等による面接指導を実施する。
- ・ メンタルヘルスに関する相談・セミナーを実施する。

〔学校の取組〕

- ・ 年次有給休暇については、まとまった日数での連続取得を促進する。
- ・ 全ての教職員について、ストレスチェックを適切に実施する。
- ・ 時間外在校等時間が一定時間を超えた者や高ストレスと判断された者等に対して、医師による面接指導を奨励する。
- ・ 定期健康診断の結果に基づき、健康に異常が認められた者に対して、精密検査や必要な検査を受けるよう勧める。
- ・ 若手教職員を支える体制を構築するため、若手教職員と年齢が近い中堅教職員や経験豊富なベテラン教員に気軽に相談できるような体制づくりなど、相談しやすい職場づくりを進める。

「重点取組 2 働く環境の整備」と「文部科学省 指針第 2 章第 3 節に掲げる措置」との関係

第 3 節（5）～（11）に対応（「健康確保措置」）

必要な環境整備等

重点取組３ 部活動改革

- (１) 部活動指導ガイドラインの徹底
- (２) 部活動指導員の配置及び地域展開の促進
- (３) 適切な部活動運営のための体制整備

〔教育委員会の取組〕

- ・部活動指導ガイドラインの遵守状況の把握を行い、必要に応じて助言したり改善を求めたりする。
- ・合同部活動やスポーツ協会、競技協会、総合型地域スポーツクラブ等の地域のスポーツ、文化団体、社会教育施設等との連携等を推進する。
- ・中学校体育連盟、中学校文化連盟をはじめ、各種大会等に関与する諸団体等に、大会やコンクールの日程の把握、公表及び見直しを要請する。
- ・部活動指導について、部活動指導員をはじめとした外部人材の活用を図る。
- ・部活動の地域展開に関する明確なロードマップを示す。

〔学校の取組〕

- ・部活動指導ガイドラインを踏まえた活動計画を策定し、計画に沿った部活動の実施を行う。また、校長は活動計画や活動実績の確認を行い、必要に応じて助言したり改善を求めたりする。
- ・合同部活動を実施する場合は、過度な教員の負担とならないよう配慮する。
- ・スポーツ協会、競技協会、総合型地域スポーツクラブ等の地域のスポーツ、文化団体、社会教育施設等と積極的に連携する。
- ・設置する部活動や担当する教員の数について、学校の実情に応じ、生徒や教職員の数、部活動指導員の活用状況等を考慮して適正化する。

「重点取組３ 部活動改革」と「文部科学省 指針第２章第３節に掲げる措置」
との関係

「３分類」⑬が対応

必要な環境整備等

重点取組 4 地域・専門人材の活用

- (1) 支援スタッフの配置
- (2) 教育相談体制の強化・充実
- (3) 多様な専門性や背景を持つ人材の活用

〔教育委員会の取組〕

- ・授業の準備や後片付け、作品展示、環境整備、また学習評価や成績処理の補助等について、スクール・サポート・スタッフをはじめとした外部人材の活用を進める。
- ・ICT 機器の更なる利活用を進めるため、ICT 支援員の派遣に加え、ICT 機器やネット環境のトラブルに迅速に対応できるよう関係機関等との連携を図る。
- ・個別に支援が必要な児童生徒及び家庭への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育コーディネーター、校内教育支援センター支援員、市教育支援センター指導員や相談員等の活用を進める。
- ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求に対する支援体制として、県のスクールロイヤー活用制度や、市の顧問弁護士への相談会等の活用を進める。
- ・特別非常勤講師制度を活用した専門人材の配置やコミュニティ・スクール等を活用した人材バンクの構築を進める。

〔学校の取組〕

- ・「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」について、整理と切り出しを行い、地域人材や教員のOBや外部指導員等の協力を得るなど、負担軽減を図る。
- ・支援が必要な児童生徒や家庭への状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育コーディネーター、校内教育支援センター支援員、市教育支援センター指導員や相談員等の専門知識や経験を有する人材による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教職員との協働を促進する。

「重点取組 4 地域・専門人材の活用」と「文部科学省 指針第 2 章第 3 節に掲げる措置」との関係

「3 分類」⑤、⑧、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲が対応

必要な環境整備等

重点取組 5 意識改革・理解促進

- (1) 管理職をはじめとする教職員の意識改革
- (2) 在校等時間の把握とデータ分析・活用
- (3) 保護者・地域への理解促進

〔教育委員会の取組〕

- ・管理職及び管理職以外の教員等に対して、「富山県公立学校の教員等の資質向上のための指標」に基づく働き方改革に関する研修を実施する。
- ・教職員の人事評価において、業務改善や働き方に関する視点を取り入れ、教職員が自身の働き方を自己点検できるようにする。
- ・時間外在校等時間の把握とデータ分析等、各学校の状況を把握し、本プランの内容に照らして課題が見られるときは、当該の学校に聞き取り・指導等を実施する。
- ・各学校における業務改善の取組状況を確認し、効果的な取組の横展開を図る。
- ・保護者や地域社会、企業等に対して、学校の働き方改革に関する情報発信と協力依頼を行う。

〔学校の取組〕

- ・年ごとに策定する教育計画に、教職員の働き方改革に関する視点を取り入れる。
- ・学校の自己評価に、業務改善や教職員の働き方に関する項目を位置付ける。
- ・校内において、業務改善のためのワーキンググループや研修会等、若手から中堅教職員をはじめとした多様な意見を吸い上げ、具現化することができる体制整備を図る。
- ・教職員の在校等時間を、校外や土日、祝日などにおける校務についても、できる限り客観的な方法により日々把握する。
- ・保護者や地域に対して、学校への働き方改革への理解や協力を求める取組を実施する。

「重点取組 5 意識改革・理解促進」と「文部科学省 指針第 2 章第 3 節に掲げる措置」との関係

「3 分類」②が対応

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・本プランの着実な実行を図るため、黒部市立学校の教職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎月の定例教育委員会で報告するとともに、総合教育会議で報告する。また、報告した内容は、黒部市教育委員会のHPで公表する。
- ・各年度における取組・進捗状況の点検を行い、次年度に向けた単年度の「重点取組」を策定する。策定に当たっては、各年度の取組の効果や課題を踏まえつつ、業務縮減の定量的・定性的効果を念頭に具体的な取組を検討するものとする。

(参考 下図)

- ・保護者や地域等の理解を促進するため、市長部局と連携したり、コミュニティ・スクールの機能を生かしたりしながら、保護者や地域、関係機関に計画の趣旨や内容について周知を図るとともに、具体の項目について積極的な協力を得られるように取り組む。

図 取組の実施による業務縮減のイメージ（例）

重点 1-(1)「学校と教師の業務の3分類」に基づく業務の精査 業務の整理と切り出し(発出文書や調査等の見直し、行事などの精選や内容の見直し) 週 1 時間× 4 週 = 4 時間/月	
重点 1-(2) 学校業務の適正化 校務のDX化(生成AIやデジタル採点ソフトの活用等) 1 日 30 分×20 日 = 10 時間/月	
重点 3-(1) 部活動指導ガイドラインの徹底 平日の1日、部活動を行わず、定時退勤した場合 1 日 2 時間× 4 週 = 8 時間/月 (普段、19 時まで業務をしていると仮定) 土日のどちらかを活動せず、さらに月 1 回、土日ともに活動を行わなかった場合。 1 日 4 時間× 2 日 = 8 時間/月 (現在の状況から上記の時間を行わないことにすると仮定)	 重点取組の実施により、先のとおり縮減できた場合、月 40 時間の時間外在校等時間の縮減が見込まれる。
重点 4-(1) 支援スタッフの配置 教材準備補助、配布物の印刷・仕分け、清掃指導補助等 1 日 30 分×20 日 = 10 時間/月	